

# 物件調書

[土地]

土地の表示	台帳地目	台帳地積	実測地積	所有・登記名義	
中字竈門862番	宅地	38.31 m <sup>2</sup>	38.31 m <sup>2</sup>	飯塚市	
第三者占有無	無	所有権以外の甲区・乙区の権利		無	
接面状況	北東側とは概ね等高。				
接道状況	北東側市道「粥田・郷ノ原線」（幅員約4.4m～約4.8m）と接道しています。				
法令等に基づく制限について					
区域区分	非線引都市計画区域	地域・地区等	有	私道の負担等	無
用途地域	第二種低層住居専用地域	建ぺい率	60%	容積率	100%
建築物の高さの限度	12m	外壁の後退距離の限度	1.0m	建築物の敷地面積の最低限度	165m <sup>2</sup>
立地適正化計画	都市機能誘導区域外・居住誘導区域外		埋蔵文化財	不明	
宅地造成工事規制区域・造成宅地防災区域	区域外	地盤調査	未実施		
土砂災害警戒区域	区域外	土壌汚染	指定区域外・調査未実施		
その他の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法による各種制限があります</li> <li>・建築基準法22条区域</li> <li>・飯塚市立地適正化計画に基づく届出制（都市機能誘導区域外・居住誘導区域外）</li> <li>・地区整備計画に基づく届出制（中地区地区計画 B地区）</li> </ul>				
支障物件等その他					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・北西側隣地との境界にブロック塀が存在しており、隣地（中863番）のブロック塀と一体となっています。</li> <li>・前面市道とは水路を隔て接道しております。</li> <li>・敷地内上空に電線が存在しています。</li> <li>・敷地内全面に土間コンクリートが舗装されています。</li> <li>・当該地は、井戸を利用した旧幸袋中のポンプ室として使用されておりましたが、平成30年度にポンプ室の解体及び井戸の一部解体、埋戻しをしております。（地下に井戸の一部が残存しています。）</li> </ul>					

供給処理施設の整備状況について			
上水道	【問い合わせ先】	飯塚市 企業局 上水道課	TEL0948-22-0380
下水道	【問い合わせ先】	飯塚市 企業局 下水道課	TEL0948-22-0380
電 気	【問い合わせ先】	九州電力株式会社 飯塚営業所	TEL0120-986-104
ガ ス	各ガス会社へお問い合わせください。		

最寄りの公共施設	飯塚市役所	南南東方	約 2.6 km	(直線距離)
	飯塚市立小中一貫校 幸袋校	南方	約 0.2 km	(直線距離)

最寄りの交通施設	西鉄バス (アルゾ飯塚幸袋店前)	東南東方	約 0.6 km	(直線距離)
----------	---------------------	------	----------	--------

最寄りの利便施設	アルゾ飯塚幸袋店	東南東方	約 0.6 km	(直線距離)
----------	----------	------	----------	--------

#### ○売却物件

- ① 本物件は、「旧幸袋中のポンプ室跡地」です。現状有姿での売払いとなります。
- ② 本物件の地域は飯塚市立地適正化計画に基づく「都市機能誘導区域外・居住誘導区域外」に該当するため建築物の種類によっては、届出が必要になる場合があります。
- ③ 本物件の地域は地区整備計画に基づく「中地区地区計画 B地区」に該当するため届出が必要な行為（建築物の建築等）の着手前に届出が必要になります。
- ④ 上水道の給水等に関しては、飯塚市企業局上水道課と事前協議を要します。
- ⑤ 下水道への接続については、飯塚市企業局下水道課と事前協議を要します。
- ⑥ 埋蔵文化財について、飯塚市文化課文化財保護推進室との協議をお願いします。

#### ○利用条件

以下の条件を全て満たすこと。

- ① 都市計画法(昭和43年法律第100号)及び建築基準法(昭和25年法律第100号)を遵守すること。
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれに類する営業の用に供してはならないこと。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号及び第4号に規定する者の事務所の用に供してはならないこと。
- ④ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供してはならないこと。